

## 規制の事前評価書

政策の名称	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に基づく特定増殖事業を行う場合の手続の特例	
担当部局	林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室 電話番号：03-3591-5893	
評価実施時期	平成25年2月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>○規制の目的、必要性</p> <p>京都議定書の第2約束期間の最終年に当たる平成32年における温室効果ガス削減の自主目標を立てることが国際的に合意されており、引き続き、間伐等の実施による森林吸収源の確保を図る必要がある。さらに我が国は、戦後造林した森林が今後、間伐期から主伐期に移行していくが、伐採後の再造林において従来より2倍以上の成長に優れた種苗を用いることで、将来の森林による二酸化炭素吸収作用の強化が図られることから、これらの種苗を大量に生産できる体制を早急に整えることが必要である。</p> <p>このため、成長に優れた種苗の特定母樹の増殖について、林業種苗の生産事業者団体等が当該増殖に関する事業（特定増殖事業）の計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができる制度を創設し、当該認定を受けた者に対し、以下の事項を含む支援（特例）措置等を講ずる。なお、本制度の創設後も、引き続き、森林の適正な整備のため森林法や林業種苗法に基づく所要の制度体系を維持していくことが必要である。</p> <p>○規制の緩和の内容</p> <p>(1) 林業種苗法に基づく生産事業者の登録等の特例</p> <p>特定増殖事業を実施しようとする者がその特定増殖事業計画について都道府県知事の認定を受けたときは、林業種苗法第10条第1項の規定に基づく生産事業者の都道府県知事による登録を受け、又は同法第13条第1項及び同条3項の規定に基づく変更の届出をしたものとみなす。この際、登録に必要な講習会の受講は免除されることとなる。</p> <p>(2) 森林法に基づく伐採の届出の特例</p> <p>地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採し、その跡地に特定母樹を植栽する内容を含む特定増殖事業計画の認定を受けた場合について、当該計画に従って行う伐採については、森林法第10条の8第1項の規定に基づく市町村の長への伐採の届出を不要とする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	○今般制定する規定及びその内容 改正後の森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第12条、第13条
想定される代替案	<p>想定できる代替案なし</p> <p>(1) 都道府県が行う林業種苗法に基づく生産事業者の登録について、登録・届出の際に必要な事項は、特定事業増殖計画の認定の際に確認できる事項であり、改めて生産事業者の登録・変更の届出を行う必要性が乏しい。また、特定増殖事業計画の認定に当たっては、申請者が事業を適確に遂行するに足る林業種苗の生産に関する技術的な能力を有していることなどを認定条件とするため、林業用種苗の生産に関する基本的な技術や知識の習得を目的とする講習会の受講を免除するものである。</p> <p>(2) 地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採を行う場合、当該伐採が市町村が定める市町村森林整備計画に適合しているかを確認するため、森林法において伐採の届出制度を設けているところである。地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採し、その跡地に特定母樹を植栽する内容を含む特定増殖事業計画の認定に当たっては、都道府県</p>	

	<p>知事が事前に計画の内容について市町村の長の意見を聴くこととしており、当該伐採が市町村森林整備計画に適合しているか審査されることとなるため、改めて森林法に基づく当該届出を行うことを不要とするものである。</p> <p>以上のとおり、本規制の緩和は、いずれも今回の認定制度を導入することに伴い、既存の規制の手続を行うことによる二重の負担を課すことを避けるための必要最低限の措置であり、代替案は設定しないこととする。</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>ベースラインは、「本法案による①林業種苗法に基づく生産事業者の登録等の特例、並びに②森林法に基づく伐採の届出の特例についての改正を行わないこと」とし、この場合、手続の負担が二重に発生することとなる。今回の特例は、これを避けるための緩和措置であるため、(1)及び(2)ともに新たな遵守費用は発生しない。</p>	—
(行政費用)	<p>ベースラインは、「本法案による①林業種苗法に基づく生産事業者の登録等の特例、並びに②森林法に基づく伐採の届出の特例についての改正を行わないこと」とし、この場合、手続の負担が二重に発生することとなる。今回の特例は、これを避けるための緩和措置であるため、(1)及び(2)ともに新たな行政費用は発生しない。</p>	—
(その他の社会的費用)	<p>新たな社会的費用は発生しない。</p>	—
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>ベースラインは、「本法案による①林業種苗法に基づく生産事業者の登録等の特例、並びに②森林法に基づく伐採の届出の特例についての改正を行わないこと」とする。</p> <p>規制の便益として、特定増殖事業を実施しようとする者について次の(1)及び(2)に示す便益が発生すると考えられる。</p> <p>(1) 林業種苗法に基づく生産事業者の登録等の特例</p> <p>現在、生産事業者の登録を行っていない者で特定増殖事業を実施しようとする者、又は生産事業者の登録者が特定増殖事業を実施するに当たって登録内容の変更が生じる者が、林業種苗法に基づく生産事業者の登録(又は登録内容の変更)を受けなければならないとした場合に、登録に係る申請等の手続が不要になる。この場合、これらの者は、氏名及び住所、生産事業の内容、生産事業の場所等を記載する登録申請(又は変更の届出)書類の作成・申請(又は届出)の行為(手間)及び登録料等の費用が不要となり、この費用を定量的に推計すると以下の通りとなる。なお、登録申請書類に記載する内容は、特定増殖事業計画に含まれる内容である。</p> <p>(推計の前提条件)</p> <p>特定増殖事業は、主要造林樹種のスギ等のうち、特に成長に優れた母樹を苗木生産用の種子や穂木の採取のために、挿し木や接ぎ木により増殖・育成するものであり、事業を実施しようとする者は現在林業用種苗生産を行っている生産事業者、若しくはこれまで生産事業を行っていなかった者が特定増殖事業の実施により、新たに生産事業者となる場合である。</p> <p>後者について、生産事業者の登録の特例が適用されることとなるが、想定されるものとしては、</p> <p>① これまで生産者(組合員等)が生産した苗木の販売のとりまとめなどの林業種苗法における配布事業を実施していた生産事業者団体(事業協同組合)等が当該事業により母樹の増殖を行い、母樹から生産される種子や穂木を組合員に販売(提供)するケースが考えられ、このようなケースが43都道府県(山林種苗協同組合は43都道府県に存在)で実施されるものと仮定する(43件)。</p>	—

② この他、林業種苗法における毎年の生産事業者の新規登録数が全国で43件（H20～22年度の平均）であることも踏まえると、新規に参入する者も幾らか存在すると考えられるため、特定増殖事業を実施しようとする者で新規に生産事業を行うこととなる者は、その10分の1と仮定し、単年度当たり4.3件とする。本法案の措置の期間は平成32年度までの8年間であるが、特定増殖事業では複数年に渡って特定母樹を挿し木や接ぎ木で増やした後、最終的に植栽・育成する事業であるため、前半の4年間において毎年これらの該当件数があるものとする。登録に当たって必要な費用は、各都道府県における平均的な登録手数料6,400円と平均的な講習会の受講料14,000円の合計20,400円程度である。

また、生産事業者の登録者が特定増殖事業を実施するに当たって登録内容の変更が生じる場合については、  
 ③ 事業の実施に当たって生産事業の場所等の変更が生じるなども考えられるが、ごく稀なことであると考えられるため、本法案の措置の期間である8年間において毎年1件と仮定する。各都道府県における平均的な変更の届出による書替交付料は、3,500円程度である。

※これらの前提のもとで、林業種苗法に基づく生産事業者登録申請及び変更にかかる費用を計算すると、以下のとおり（減少）

【登録】

- ① 1件当たり所要額 20,400円 × 件数43件 = 87.7万円
- ② 1件当たり所要額 20,400円 × 件数4.3件 × 年数4年間 = 35万円

【変更】

- ③ 1件当たり所要額 3,500円 × 件数1件/年 × 年数8年間 = 2.8万円
- 計 125.5万円

(2) 森林法に基づく伐採の届出の特例

特定増殖事業を実施しようとする者が、森林法に基づく地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採しその跡地に成長に優れた特定母樹を植栽しようとする場合は、あらかじめ、市町村の長に伐採の届出をしなければならないが、その者の作成した特定増殖事業計画が都道府県知事の認定を受けている場合は、当該届出が不要になる。

この場合、特定増殖事業計画には、伐採しようとする森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種等が記載されていることから、伐採の届出書の作成・届出の行為（手間）が不要になる。当該届出には、手数料等の費用はかからない。

このほか、本法案による改正の結果、成長に優れた種苗を大量に生産できる体制の整備の促進が図られることで、成長に優れた種苗が造林に用いられることにより、将来の森林による二酸化炭素吸収作用の強化につながる事となる。

政策評価の結果  
 （費用と便益の関係の  
 分析等）

(1) 及び(2)ともに規制の費用は、遵守費用、行政費用及びその他の社会的費用のいずれも新たに発生しない。

一方、規制の便益は、以下のものが発生する。

(1) 林業種苗法に基づく生産事業者の登録の申請等の書類の作成・申請等の手間及び登録等に係る費用が不要となり、便益となる。本法案の措置の期間である8年間において、登録等に係る費用（登録料等）については、125.5万円と推計される。

(2) 森林法に基づく伐採の届出の書類の作成・届出の手間が不要となり、便益となる。

以上のことから、費用より便益が上回る。

	これらにより、特定増殖事業に係る事業の手続が迅速化される等により成長に優れた種苗の生産体制の整備の促進のインセンティブが働き、将来において、森林による二酸化炭素吸収作用の強化が図られることが期待できる。
有識者の見解その他 関連事項	－
レビューを行う時期 又は条件	平成32年頃（平成32年度までに行われる成長に優れた母樹の増殖に限定した期限付きの措置である。）
備考	本法案と同様に、計画事項について都道府県知事が事前に市町村の長に意見を聴くこと等の同様の趣旨規定を設けた上で森林法第10条の8の第1項の規定を適用除外としている法律は以下のとおり。 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）